

職長等安全衛生教育研修のご案内



「職長」とは、現場で作業中の労働者を直接指揮し、または監督する立場の方のことであり、「班長」「主任」「リーダー」「親方」「工場長」と呼ばれている方々のことです。安衛法第60条では、①建設業、②製造業(除外:たばこ製造業、繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業)、③電気業、④ガス業、⑤自動車整備業、⑥機械修理業において、職長教育を行うことが義務づけられています。

また、建設業においては安全衛生責任者制度が規定され、安衛法第16条では、関係請負事業者は安全衛生責任者を選任することを定めています。

全業種対象
計12時間

職長等安全衛生教育

令和6年6月12日(水) 8時30分～17時00分
令和6年6月13日(木) 8時30分～15時00分

建設業対象
計14時間

職長等安全衛生教育 + 安全衛生責任者教育

令和6年6月12日(水) 8時30分～17時00分
令和6年6月13日(木) 8時30分～17時15分

場所

伏屋社会保険労務士事務所 3F研修室
(岐阜市南鷺4-47)

費用

通常価格 **12,800**円/人
Kの会会員様 **10,000**円/人
●昼食は各自ご用意ください。
●テキスト代別途
(職長800円税別、安責者700円税別)

講師

RSTトレーナー(職長等教育講師資格)
土田 隼大

《職長等安全衛生教育》

- 作業方法の決定及び労働者の配置に関する事
- 労働者に対する指導又は監督の方法に関する事
- 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事
- 異常時等における措置に関する事
- その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事

《安全衛生責任者教育》

- 安全衛生責任者の職務等
- 統括安全衛生管理の進め方

写真付修了証を
お渡します



申込方法

FAX 又は WEB フォームからお申込みください。
<https://forms.gle/8X34cGKsgx24T2Wb8>

WEB申込フォームはこちら▶



FAX 申込書 職長等安全衛生教育研修

FAX

A4 のまま切り取らずにお送りください **FAX.058-276-2027**

受講者氏名	フリガナ		連絡先及連絡先住所		
	氏名		住所 〒		
	生年月日	職務			
	性別	勤続	テキスト申込 する・しない	TEL	
	フリガナ				
	氏名		会社名	連絡者氏名	
生年月日	職務				
性別	勤続	テキスト申込 する・しない	E-mail		

ご記入いただいた個人情報当事務所に厳重に管理し、この目的以外では使用しません。